

2022年10月12日

金融庁 企画市場局市場課 御中

一般社団法人 全国銀行協会

『店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第4条第1項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン（案）』の公表について」  
に対するコメント

2022年9月12日付で意見募集のあった標記の件について、下記のとおり意見を提出しますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

【総論】

- 本年4月に実施された「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」の一部改正案等に関するパブリック・コメントにおいて、当協会からの[コメント](#)において、本改正で拡充される保存・報告項目の詳細に係る早期の開示を要望しており、この度の対応に業界として感謝申し上げます。
- 今般、「報告事項の定義及び解釈」および「固有取引識別子（UTI）の付番等の考え方」が同時に公表されたことで金融機関においても実務対応が進むものと認識している。
- また、資料の英訳も公表されたことで、本邦以外の当局や海外に拠点を置く金融機関からも確認がしやすくなり、実務的な対応や交渉が促進されることが期待される。
- 当協会としては、今般のパブリック・コメントを踏まえて、詳細等を早期に確定いただき、取引情報蓄積機関における仕様等の検討が迅速に進むことを期待している。

【各論】

■規制の運用

- 保存・報告における実務的な論点は、今後、取引情報蓄積機関を中心に検討や準備が進められていくと思料するが、当局においても国際的な動向の還元

をはじめとして、必要な支援を引き続きお願いしたい。今後、ソースとして  
いる CDE・CFTC・ESMA の原典の内容に何等かの変更が生じた場合、本邦の「報  
告事項の定義及び解釈」はどのような手続きを踏んで変更されるか。例えば、  
現在、ROC において CDE テクニカル・ガイダンスの市中協議 (version 3) が  
公表・実施されており、将来的に、本邦へ導入される項目の名称や定義等に  
影響が生じる可能性があると思われる。ただし、この反映により、最終化が  
遅延することは望ましくないと考える。

- 今回の提案により、ほとんどの取引における対応が明確化されたものと認識  
しているが、複雑な商品や今後新たに開発される商品等においては、その商  
品性や各社のリスク管理、ブッキング方法等によって報告要件の定義と厳密  
に合致するデータが得られるとは限らないと想定している。こうしたケース  
にも対応するため、報告内容に係る金融商品取引業者等の一定の柔軟な判断  
余地を許容いただきたい。
- 「UPI」「デルタ」を規制開始当初の保存・報告では不要（欠番）としていた  
だいたことは、間接報告への一元化も含めた金融機関における負荷に配慮い  
ただいたものと認識しており、感謝申し上げます。将来的に国際的な議論の進  
捗を踏まえて導入が検討されるものと推察するが、本項目を含めて将来の項  
目追加や許容値の修正等が生じる場合は、システム開発期間を十分に確保す  
べく、適宜パブリック・コメントに付すこと又は業界団体などに広く知らせ  
ること等により、早期に方針をご提示いただきたい。また、変更がある場合  
は実務対応上、極力纏めて行って頂けるとありがたい。

#### ■ 報告方法

- 現行の直接報告については週単位の報告基準のため、4月1日に TR 報告に  
切り替えるケースについては、2024年3月18日～3月22日までに実施（変  
更・解約含む）した取引については直接報告を行い、3月25日～3月29日  
までの取引については直接報告を行わず、TR のみに報告すればよい理解で  
差し支えないか。

#### ■ UTI

- クロスボーダー取引の場合、相手方の取引報告規制施行時期により ISO  
23897:2020 にもとづく 52 桁の UTI（グローバル UTI）の共有時期が異なる  
可能性がある。例えば、本邦と欧州の施行時期が異なる場合、欧州金融機関  
との取引において、現行の欧州基準における UTI が付番され、共有されるこ  
とも考えられる。スムーズな移行の観点から、このような過渡期については、

必ずしもグローバル UTI にもとづかない UTI による報告についても許容いただけるという理解でよいか。

■その他

- 「報告事項の定義及び解釈」の「表の見方」において、「Leg1, Leg2 それぞれで報告が必要な場合には「Leg1, Leg2」と記載」とあるが、Leg1 しかない取引については Leg1 のみ報告すればよいか<sup>1</sup>。
- 項目 130「オプションスタイル」について、Cap/Floor の場合は「EURO」で報告すると想定しているが、「報告事項の定義及び解釈」に明示していただきたい。
- 担保取引日とその元となる諸取引の基準日と異なる場合、担保情報の報告日は Margin Call が実施された日を基準日として起算することで差し支えないか。取引情報にある日付関連の項目に対し、担保情報の日付関連の項目をどのように報告するのかを理解したく、お伺いするもの。

以 上

---

<sup>1</sup> CFTC Technical Specification (Version 3.1)では” Depending on the product being reported or market convention, a multi-leg or multi-stream product could report a particular data element more than once. An example is Notional amount (#31) which could be reported as Notional amount-leg 1 and Notional amount-leg 2 by the submitter depending on the applicability to the product.” とされている。